

世田谷区告示第326号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

世田谷区長 保坂展人

1 番号

45-Z329

2 区間

世田谷区玉川三丁目148番25地先無番から151番18地先無番まで

3 用途

区管理水路

案内図

 新たに設置する区管理水路

街区 玉川三丁目35番

